

一 労働賃銀増額件

- 1. 一般職之現在給料三 改善増額ノ下 (但一般)
- 2. 公休日出勤ノ給料増額ノ下
- 3. 規定以上ノ出勤ノ時ノ二休五割増年給ノ下以後ハ一般ノ二休増額ノ下
- 4. 一般職ノ場合ハ翌日休業ヲ容ルル下
- 5. 作業上ノ関係件 (休時ノ下ノ増加業務上ノ改善等)
- 6. 改善上ノ関係件
- 7. 解雇年給ノ件 (工場新舎完成ノ際ハ三月月分)

(三月廿四日報)

大正十一年三月廿四日

(警視庁報)

佐々藤鑄物工場職工同盟罷業ニ関スル件 (加三報)

二十三日職工側委員、工場主三交渉せん。諸君ノ要求ハ各属スル故就業ニ不穩ノ行動ヲセ又極ニ下懇諭ニ仰自先ヲ了シ先後同先ト相換シ先更 系委員以外ノ職工ハ皆出勤ノ希望ニ出シ運動ヲ起スル如クカレ状況ニ在ルルヲ以テ無条件就業ニ決シタリ 而シテ今午後 事務所等所ニ要而テ概固ニ明クテ言フ一曰出勤就業スルニ可ク此際誠首我者ヲ出サズニテ就業ヲ認ナラシメテ之ト嘆氣シヨルヲ以テ工場主ハ其ノ旨ヲ察トシ在嘆氣ヲ容認ニ解決セリ

(三月二十五日報)

労働 当

附 録